

米国政府からのコメント及び回答（案）

【コメント（要約）】（原文英語）

米国では、フェンベンダゾールとして次のとおり残留基準が設定されている。

牛、豚一筋肉 2ppm

山羊一筋肉 0.4ppm

七面鳥一筋肉 2ppm

牛、山羊一肝臓 0.8ppm

豚一肝臓 6ppm

山羊一肝臓 0.8ppm

七面鳥一肝臓 6ppm

また、オクスフェンダゾールとしては次のように残留基準が設定されている。

牛一肝臓 0.8ppm

日本の残留基準（案）はオクスフェンダゾールスルホンとして設定されているが、七面鳥を除き、米国のフェンベンダゾールとして設定されている基準より低い値となっている。

については、日本が残留基準を設定した科学的情報と日米の規制の違いについて説明されたい。

（回答）

米国でのフェンベンダゾール等の残留基準については承知しているが、今回の残留基準（案）の設定に当たっては、御指摘のあった牛、豚、山羊の筋肉及び肝臓については、SPS協定に基づき、コーデックス基準を基に設定したものである。また、七面鳥については、米国の基準を参考に設定したものである。

なお、コーデックスにおいても、フェバンテルの残留基準はオクスフェンダゾールスルホンとして規定されている。

(参考) コーデックス及び米国の残留基準

	部位	対象動物	基準※1	CODEX※1	米国
陸棲哺乳類	筋肉	牛	0.1	0.1	0.4※3
		豚	0.1	0.1	2※3
		羊	0.1	0.1	
		馬	0.1	0.1	
		山羊	0.1	0.1	0.4※3
		上記以外の陸棲哺乳類	0.1		
	脂肪	牛	0.1	0.1	
		豚	0.1	0.1	
		羊	0.1	0.1	
		馬	0.1	0.1	
		山羊	0.1	0.1	
		上記以外の陸棲哺乳類	0.1		
	肝臓	牛	0.5	0.5	0.8※3
		豚	0.5	0.5	6※3
		羊	0.5	0.5	
		馬	0.5	0.5	
		山羊	0.5	0.5	0.8※3
		上記以外の陸棲哺乳類	0.5		
	腎臓	牛	0.1	0.1	
		豚	0.1	0.1	
		羊	0.1	0.1	
		馬	0.1	0.1	
		山羊	0.1	0.1	
		上記以外の陸棲哺乳類	0.1		
	その他の内臓等	牛	3		
		豚	3		
		羊	3		
		馬	3		
		山羊	3		
		上記以外の陸棲哺乳類	3		
家禽	筋肉	七面鳥	2		2※1
		七面鳥以外の家禽	0.03		
	肝臓	七面鳥	6		6※1
		七面鳥以外の家禽	2		
	その他の内臓等	家禽	0.01		
	乳		0.1	0.1	0.6※1
	フグ目魚類		0.05		

※1 オクスフェンダゾールスルホンとして

※2 オクスフェンダゾールとして

※3 フェンベンダゾールとして

※4 オクスフェンダゾール、フェンベンダゾール、フェバンテルの和として

※5 オクスフェンダゾール、フェンベンダゾールの和として